

墨田区立公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（墨田区立公園条例（昭和40年墨田区条例第18号））

改 正 案	現 行																																																																																												
<p>（墨田区総合体育館等の特例）</p> <p>第15条の2 有料施設のうち墨田区総合体育館及び東あずま公園集会所の管理運営について必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>（有料施設の使用）</p> <p>第15条の3 有料施設（墨田区総合体育館及び東あずま公園集会所を除く。以下同じ。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>別表第3</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 公園施設の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園施設</td> <td>1か所、1月</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4</p> <p>公園の占用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電柱、標識</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>水道管、下水管、ガス管、電線</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>鉄塔</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>変圧塔、マンホール類</td> <td>1か所、1月</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>郵便差出箱、信書便差出箱</td> <td>1か所、1月</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>公衆電話所</td> <td>1か所、1月</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地下の占用物件</td> <td rowspan="2">〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>高架の占用物件</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>天体、気象又は土地の観測施設</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>写真撮影のための常時占用</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>写真撮影のための臨時的な占用</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>その他の占用</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	単 位	金 額	公園施設	1か所、1月	〔略〕	種 別	単 位	金 額	電柱、標識	〔略〕	〔略〕	水道管、下水管、ガス管、電線	〔略〕	〔略〕	鉄塔	〔略〕	〔略〕	変圧塔、マンホール類	1か所、1月	〔略〕	郵便差出箱、信書便差出箱	1か所、1月	〔略〕	公衆電話所	1か所、1月	〔略〕	地下の占用物件	〔略〕	〔略〕	〔略〕	高架の占用物件	〔略〕	〔略〕	天体、気象又は土地の観測施設	〔略〕	〔略〕	写真撮影のための常時占用	〔略〕	〔略〕	写真撮影のための臨時的な占用	〔略〕	〔略〕	その他の占用	〔略〕	〔略〕	<p>〔同左〕</p> <p>第15条の2 有料施設のうち墨田区総合体育館、<u>両国公会堂</u>及び東あずま公園集会所の管理運営について必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第15条の3 有料施設（墨田区総合体育館、<u>両国公会堂</u>及び東あずま公園集会所を除く。以下同じ。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>別表第3</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 公園施設の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園施設</td> <td>1箇所、1月</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4</p> <p>公園の占用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔同左〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔同左〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔同左〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>変圧塔、マンホール類</td> <td>1箇所、1月</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>郵便差出箱、信書便差出箱</td> <td>1箇所、1月</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>公衆電話所</td> <td>1箇所、1月</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">〔同左〕</td> <td rowspan="2">〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔同左〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	単 位	金 額	公園施設	1箇所、1月	〔略〕	種 別	単 位	金 額	〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕	変圧塔、マンホール類	1箇所、1月	〔略〕	郵便差出箱、信書便差出箱	1箇所、1月	〔略〕	公衆電話所	1箇所、1月	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕												
種 別	単 位	金 額																																																																																											
公園施設	1か所、1月	〔略〕																																																																																											
種 別	単 位	金 額																																																																																											
電柱、標識	〔略〕	〔略〕																																																																																											
水道管、下水管、ガス管、電線	〔略〕	〔略〕																																																																																											
鉄塔	〔略〕	〔略〕																																																																																											
変圧塔、マンホール類	1か所、1月	〔略〕																																																																																											
郵便差出箱、信書便差出箱	1か所、1月	〔略〕																																																																																											
公衆電話所	1か所、1月	〔略〕																																																																																											
地下の占用物件	〔略〕	〔略〕																																																																																											
		〔略〕																																																																																											
高架の占用物件	〔略〕	〔略〕																																																																																											
天体、気象又は土地の観測施設	〔略〕	〔略〕																																																																																											
写真撮影のための常時占用	〔略〕	〔略〕																																																																																											
写真撮影のための臨時的な占用	〔略〕	〔略〕																																																																																											
その他の占用	〔略〕	〔略〕																																																																																											
種 別	単 位	金 額																																																																																											
公園施設	1箇所、1月	〔略〕																																																																																											
種 別	単 位	金 額																																																																																											
〔同左〕	〔略〕	〔略〕																																																																																											
〔同左〕	〔略〕	〔略〕																																																																																											
〔同左〕	〔略〕	〔略〕																																																																																											
変圧塔、マンホール類	1箇所、1月	〔略〕																																																																																											
郵便差出箱、信書便差出箱	1箇所、1月	〔略〕																																																																																											
公衆電話所	1箇所、1月	〔略〕																																																																																											
〔同左〕	〔略〕	〔略〕																																																																																											
		〔略〕																																																																																											
〔同左〕	〔略〕	〔略〕																																																																																											
〔同左〕	〔略〕	〔略〕																																																																																											
〔同左〕	〔略〕	〔略〕																																																																																											
〔同左〕	〔略〕	〔略〕																																																																																											
〔同左〕	〔略〕	〔略〕																																																																																											

別表第 5

有料施設

公園名	種別	名称	数量
墨田区立緑町公園	庭球場	緑町公園テニスコート	〔略〕
墨田区立竪川第一公園	弓道場	〔略〕	1 か所
墨田区立錦糸公園	野球場	〔略〕	〔略〕
	競技場	〔略〕	1 か所
	庭球場	錦糸公園テニスコート	〔略〕
	体育館	〔略〕	1 か所
〔削除〕			
墨田区立堤通公園	庭球場	堤通公園テニスコート	〔略〕
墨田区立隅田公園	野球場	〔略〕	〔略〕
	魚釣り場	〔略〕	1 か所
	自動車駐車場	〔略〕	1 か所
墨田区立荒川四ツ木橋緑地	野球場	〔略〕	〔略〕
		〔略〕	〔略〕
	競技場	〔略〕	1 か所
	球技場	〔略〕	〔略〕
墨田区立東あずま公園	集会場	〔略〕	1 か所
墨田区立大横川親水公園	庭球場	大横川親水公園テニスコート	〔略〕
墨田区立東墨田公園	〔略〕		
墨田区立立花大正民家園	〔略〕		

備考

- 隅田公園自動車駐車場を使用することができる自動車は、大型車及び中型車（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する大型自動車及び中型自動車をいう。以下同じ。）並びに規則で定める車両とする。

別表第 5

有料施設

公園名	種別	名称	数量
〔同左〕	〔同左〕	緑町公園テニスコート	〔略〕
〔同左〕	〔同左〕	〔略〕	1 箇所
墨田区立錦糸公園	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立錦糸公園	〔同左〕	〔略〕	1 箇所
墨田区立錦糸公園	〔同左〕	錦糸公園テニスコート	〔略〕
墨田区立錦糸公園	〔同左〕	〔略〕	1 箇所
墨田区立旧安田庭園	公会堂	両国公会堂	1 箇所
〔同左〕	〔同左〕	堤通公園テニスコート	〔略〕
墨田区立隅田公園	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立隅田公園	〔同左〕	〔略〕	1 箇所
墨田区立隅田公園	〔同左〕	〔略〕	1 箇所
墨田区立荒川四ツ木橋緑地	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕	〔略〕
墨田区立荒川四ツ木橋緑地	〔同左〕	〔略〕	1 箇所
墨田区立荒川四ツ木橋緑地	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
〔同左〕	〔同左〕	〔略〕	1 箇所
〔同左〕	〔同左〕	大横川親水公園テニスコート	〔略〕
〔同左〕	〔略〕		
〔同左〕	〔略〕		

備考

- 〔同左〕

2 隅田公園内魚つり場を使用することができる者は、小中学校の児童・生徒及び区長が適当と認める者とする。

2 隅田公園内魚つり場を使用することができる者は、小中学校の児童・生徒及び区長が利用を適当と認める者とする。

第2条による改正（墨田区立公園条例）

改 正 案	第1条による改正後																																																																																							
<p>（すみだ北斎美術館等の特例）</p> <p>第15条の2 有料施設のうち、<u>すみだ北斎美術館、墨田区総合体育館及び東あずま公園集会所の管理運営</u>について必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>（有料施設の使用）</p> <p>第15条の3 有料施設（<u>すみだ北斎美術館、墨田区総合体育館及び東あずま公園集会所</u>を除く。以下同じ。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>別表第5 有料施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公園名</th> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">墨田区立緑町公園</td> <td style="text-align: center;">庭球場</td> <td style="text-align: center;">緑町公園テニスコート</td> <td style="text-align: center;">1 面</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">美術館</td> <td style="text-align: center;">すみだ北斎美術館</td> <td style="text-align: center;">1 か所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">墨田区立竪川第一公園</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">墨田区立錦糸公園</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">墨田区立堤通公園</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">墨田区立隅田公園</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">墨田区立荒川四ツ木橋緑地</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">墨田区立東あずま公園</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">墨田区立大横川親水公園</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">墨田区立東墨田公園</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">墨田区立立花大正民家園</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 〔略〕</p>	公園名	種別	名称	数量	墨田区立緑町公園	庭球場	緑町公園テニスコート	1 面	美術館	すみだ北斎美術館	1 か所	墨田区立竪川第一公園	〔略〕			墨田区立錦糸公園	〔略〕			墨田区立堤通公園	〔略〕			墨田区立隅田公園	〔略〕			墨田区立荒川四ツ木橋緑地	〔略〕			墨田区立東あずま公園	〔略〕			墨田区立大横川親水公園	〔略〕			墨田区立東墨田公園	〔略〕			墨田区立立花大正民家園	〔略〕			<p>（墨田区総合体育館等の特例）</p> <p>第15条の2 有料施設のうち<u>墨田区総合体育館及び東あずま公園集会所の管理運営</u>について必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第15条の3 有料施設（<u>墨田区総合体育館及び東あずま公園集会所</u>を除く。以下同じ。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>別表第5 有料施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公園名</th> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">墨田区立緑町公園</td> <td style="text-align: center;">庭球場</td> <td style="text-align: center;">緑町公園テニスコート</td> <td style="text-align: center;">1 面</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔同左〕</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔同左〕</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔同左〕</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔同左〕</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔同左〕</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔同左〕</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔同左〕</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔同左〕</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 〔略〕</p>	公園名	種別	名称	数量	墨田区立緑町公園	庭球場	緑町公園テニスコート	1 面	〔同左〕	〔略〕																														
公園名	種別	名称	数量																																																																																					
墨田区立緑町公園	庭球場	緑町公園テニスコート	1 面																																																																																					
	美術館	すみだ北斎美術館	1 か所																																																																																					
墨田区立竪川第一公園	〔略〕																																																																																							
墨田区立錦糸公園	〔略〕																																																																																							
墨田区立堤通公園	〔略〕																																																																																							
墨田区立隅田公園	〔略〕																																																																																							
墨田区立荒川四ツ木橋緑地	〔略〕																																																																																							
墨田区立東あずま公園	〔略〕																																																																																							
墨田区立大横川親水公園	〔略〕																																																																																							
墨田区立東墨田公園	〔略〕																																																																																							
墨田区立立花大正民家園	〔略〕																																																																																							
公園名	種別	名称	数量																																																																																					
墨田区立緑町公園	庭球場	緑町公園テニスコート	1 面																																																																																					
〔同左〕	〔略〕																																																																																							
〔同左〕	〔略〕																																																																																							
〔同左〕	〔略〕																																																																																							
〔同左〕	〔略〕																																																																																							
〔同左〕	〔略〕																																																																																							
〔同左〕	〔略〕																																																																																							
〔同左〕	〔略〕																																																																																							
〔同左〕	〔略〕																																																																																							

付 則

この条例中第 1 条の規定は平成 2 7 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は墨田区規則で定める日から施行する。